

組合共済の申請手続きについて

組合共済申請についての制度内容をご確認いただき、組合共済支給申請書に記入・押印の上、下記の必要書類を添えて申請してください。

但し、組合員本人の死亡弔慰金・重度障害見舞金、住宅災害見舞金の申請用紙は別用紙となりますので、申請の際は組合までご連絡ください。

給付内容	必要書類	備考
死亡弔慰金	①組合員または配偶者本人の戸籍謄本の <u>全面</u> コピー ②お亡くなりになられた方の除籍謄本の <u>全面</u> コピー または死亡診断書のコピー ※①②の2点の書類が必要になります	続柄（親子関係）と死亡日がわかる公的証明が必要
20歳祝金	組合加入時に公的書類を提出済のため、添付書類提出の必要なし	
結婚祝金	①婚姻受理証明書のコピー ②戸籍謄本の <u>全面</u> コピー ※左記のいずれか1点の書類が必要になります	婚姻日が確認できる公的証明が必要
出産祝金	①母子手帳のコピー ②住民票の <u>全面</u> コピー ③戸籍謄本の <u>全面</u> コピー ※左記のいずれか1点の書類が必要になります	母子手帳は出生届出済証明のページ 出生日が確認できる公的証明が必要
小学入学祝金 中学入学祝金	①健康保険資格情報のお知らせのコピー ②健康保険資格確認書のコピー ③健康保険証のコピー ④就学通知書のコピー ※就学者が中建国保の家族被保険者の場合は不要となります。	組合員と就学者の確認ができるもの
敬老祝金	組合加入時に公的書類を提出済のため、添付書類提出の必要なし	
資格取得祝金	資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し等）や対象資格の合格・修了証など資格を取得したことが確認できる書類のコピー	受検（験）及び受講時、支給時に全建愛知の組合員であること
入院手当金	①国民健康保険傷病手当金支給申請書の <u>原本</u> ②組合共済／入院手当金支給申請書の <u>原本</u> ※中建国保加入者の方は①、未加入の方は②の書類が必要になります	傷病名・入院期間・病院名（保険医療機関）が明確にわかるもの

【振込について】

受理日の翌月末頃に組合員名義の指定口座に振込します。但し、資格取得祝金申請は、毎月15日を締切とし、翌月末頃に組合員名義の指定口座に振込します。

※組合費等の滞納がある場合、別表2に関する支給を停止します。

【申請・給付に関する注意事項】

※給付内容や給付金額につきましては、組合共済制度をご確認ください。

※各種証明については、組合員との続柄や事由発生日を確認できるものが必要となります。

※FAXでの申請は受付できません。

状況（ケース）により必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは健康保険・共済係までお問い合わせください。

組合共済制度

■制度の内容

別表1【こくみん共済 c o o p <全労済>支給分】
事由発生より3年以内に申請してください

共済の種類			給付の内容	共済金	
本人死亡弔慰金			自殺を含むすべての死亡	1,000,000 円	
重度障害見舞金			本人が廃疾になった時	1,000,000 円	
住宅災害見舞金	火災・破裂・爆発・航空機の墜落		全焼・全壊	200,000 円	
			半焼・半壊	180,000 円以内	
			一部焼・一部壊	60,000 円以内	
	自然災害		風水害等	全壊・流失	60,000 円
				半壊	30,000 円
				一部壊	6,000 円以内
				床上浸水	30,000 円以内
			地震・噴火等	全壊・流失	20,000 円
				半壊	10,000 円
				一部壊	2,000 円以内
				床上浸水	
	同居親族の死亡（1 名につき）			20,000 円	

※1 戦争その他の変乱、テロ、地震、噴火または津波等の災害により、給付超過等が見込まれる場合の給付については、「全建愛知災害見舞内規」に準ずる。

※2 加入後 90 日を経過した組合員が対象。年度を単位として入院 1 日目から最高 20 日を限度として支給。
＜不支給事項＞
①業務上（仕事）によるもの
②第三者行為（暴力行為による負傷、ペットによる負傷、食中毒等）によるもの
③自殺行為・自傷行為等によるもの
④交通事故等によるもの
⑤犯罪に起因するもの
⑥検査入院及び日帰り入院等、1 日のみの入院によるもの

※3 資格取得祝金対象資格

区分1 一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士（技術検定試験・全職種）、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（全職種）
区分2 二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士（技術検定試験・全職種）、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1 級エクステリアプランナー、ジェットグラウト技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター、日本ウレタン断熱協会品質管理責任者、1 級建築測量技能者、一級圧入施工技士、『解体工事施工技士』※4、『1 級計装士、2 級計装士』※5、外壁仕上 1 級技能者

別表2【組合支給分】
事由発生より2年以内に申請してください

共済の種類		給付の内容		共済金
※1 死亡弔慰金	配偶者	法に定められた配偶者		100,000 円
	子	生計を一にする未婚の子		50,000 円
	親	配偶者の親を含む		15,000 円
20 歳祝金		本人が 20 歳に達した時		10,000 円
結婚祝金		本人が結婚した時		20,000 円
出産祝金		本人または配偶者が出産した時		20,000 円
小学入学祝金		子が小学校へ入学した時		10,000 円
中学入学祝金		子が中学校へ入学した時		10,000 円
敬老祝金		本人が 70 歳に達した時		10,000 円
入院手当金 ※2		本人が連続して 2 日以上入院した時	60 歳未満（～59 歳）	1 日につき 5,000 円
			60 歳以上（60 歳～）	1 日につき 3,000 円
資格取得祝金 ※3		本人が資格を取得した時	41 歳以上（41 歳～）	区分 1 / 10,000 円 区分 2 / 6,000 円 区分 3 / 3,000 円
			40 歳以下（～40 歳）	区分 1 / 20,000 円 区分 2 / 15,000 円 区分 3 / 3,000 円

※3 資格取得祝金対象資格

区分3 （作業主任者）ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石棉、『金属アーク溶接等』※6

技能検定 建設関係 32 職種（造園、さく井、建築板金、冷凍空調調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ）、金属加工関係で 1 職種（鉄工）、電気・精密機械器具関係で 1 職種（電気製図）、木材・木製品・紙加工品関係で 4 職種（家具製作、建具製作、畳製作、表装）、その他で 5 職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）

職業訓練指導員免許 36 科（建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科、冷凍空調機器科、土木科、住宅設備機器科）

※4 解体工事施工技士については、2023 年 10 月 2 日以降に取得したものに限りです。
※5 1 級計装士、2 級計装士については、2024 年 2 月 1 日以降に取得したものに限りです。
※6 （作業主任者）金属アーク溶接等については、2024 年 1 月 1 日以降に取得したものに限りです。